



1952年11月3日 岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりに定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
(現在) 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

社福ファミーユ高知事件 その8

第3 争点に対する判断の認定事実の(ついで)

ク 日理事長は、平成30年6月20日、被告法人の実績報告会において、本件に関して第三者委員会を設置することを発表した。本件第三者委員会には、委員として、M弁護士会に所属するN弁護士及びO弁護士並びにP・M女子大学看護学部教授の3名が選出され、N弁護士が委員長となつて、第三者委員会(本件第三者委員会)が発足した。本件第三者委員会は、同月下旬、委員長及び委員2名各自による既存資料の検討を開始した。

ケ 被告法人は、平成30年6月29日午後4時10分から同日午後4時30分までの間、本件センター大会議室において、日理事長、Q常務理事、原告、日理事長は、平成30年6月20日、被告法人の実績報告会において、本件に関して第三者委員会を設置することを発表した。本件第三者委員会には、委員として、M弁護士会に所属するN弁護士及びO弁護士並びにP・M女子大学看護学部教授の3名が選出され、N弁護士が委員長となつて、第三者委員会(本件第三者委員会)が発足した。本件第三者委員会は、同月下旬、委員長及び委員2名各自によるR理事の出席の下、本件センター職員及び被告法人本部職員に対し、本件職員説明会を開催した。日理事長は、職員らに対し、本件説明文書を読み上げる形で、現在、原告に対する解任手続のための聞き取り調査を行っていること、原告が10年間にわたり多くのスタッフにパワーハラスメント行為を行ってきたこと、理事会及び評議員会への説明状況、本件第三者委員会における調査が行われていること、原告のパワーハラスメント行為が発覚した経緯、資料収集状況、原告との話合いの経緯等を説明するとともに、本件センターにおけるパワーハラスメント行為に理事長として気付けなかったことへの反省を述べ、原告との話合いによりパワーハラスメント行為を受けた者の心の痛みや苦痛が理解できたこと、原告を本件センターのセンター長に任命した責任をとるつもりであること、原告が本件センターに残ってしまったのは本件センターの再生はあり得ず、原告には絶対に出て行ってもらわなければならないと決意していることといった考えを述べ、原告に対する意見があれば、肯定・否定を問わず具体的に記載をして署名、捺印の上で提出してもらいたいこと、

提出された文書はそのまま本件第三者委員会に提供することを伝えた。原告は、日理事長の発言の後、同人から何か話すことがあるか尋ねられたが、「いえ。」とだけ答えた。

日理事長は、本件職員説明会終了後、平成30年7月24日までの間、本件説明文書を本件センターの更衣室内に掲示した。その際、本件説明文書の右下部分に、「混乱を避けるため利用者や利用者家族には伝えないで下さい」「守秘義務に反した場合は罰せられます!」と記載された紙が貼付されていた。

コ 本件第三者委員会は、平成30年7月9日に正式に合議体としての活動を開始した。本件第三者委員会は、同月11日付けで、被告法人を通じて原告に対し、同月24日又は同月25日に1時間程度の予定で、本件センター応接室において、原告に対する聞き取り調査を実施したい旨告げた。

原告は、平成30年7月17日、被告法人に対し、本件第三者委員会による聞き取り手続の適正担保のため、同月20日必着の書面にて、質問事項の開示要請、回答留保・拒否の可能性への言及及び聞き取り場所の変更を求める通知書を送った。

本件第三者委員会は、平成30年7月20日付けで、原告に対し、質問事項の事前開示はできないが、原告が確認済の書面及び原告作成の書面に内容が中心となる予定であること、質問に対する回答を拒否又は留保することは原告に任せること、本件第三者委員会も録音を行うため原告も必要であれば録音機器を準備してほしいこと、聞き取り場所の変更には応ずること等を通知した。

原告は、平成30年7月23日、被告法人に対し、質問事項の事前開示を拒む理由がなく、改めて具体的質問事項を書面で開示するよう求めつつ、本件第三者委員会の報告書の原告への交付を確認する旨記載した通知書の内容を証明郵便で発送した。

本件第三者委員会は、平成30年7月25日付けで、原告に対し、質問事項の事前開示はしないこと、作成した報告書の副本を原告に対し交付する予定はないこと、原告からの聴取や追加書面の受付は同年8月10日を期限とすること、聴取日程の再調整や書面の提出のいずれも希望しない場合には回答等は不要であること等を通知した。

(次号につづく)